

3月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成31年3月22日(金)		
開催日時	午後3時00分		
開催場所	淡窓図書館 会議室		
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 委員 永山 眞江 委員 木下 靖郎 委員 古田 嘉寿美	職務代理者 諫本 憲司 委員 岡部 博昭 委員 奥平 和子	
出席参与	教育次長 鈴木 俊行 学校教育課長 仲 はるみ 文化財保護課長 梶原 康弘 咸宜園教育研究センター長 橋本 隆文 兼 世界遺産推進室長 学校給食センター長 池内 誠治	教育総務課長 江田 正彦 社会教育課長 梶原 文人 兼 博物館長 淡窓図書館長 原田 豊司 体育保健課長 河津成一郎 人権・同和教育課長 伊藤 伸也	
書記	教育総務課 総務企画係 主幹 (総括) 衣笠 雄司		
附議議案	議案第9号 日田市教育庁組織規則の一部改正について 議案第10号 日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について 議案第11号 日田市教育委員会公印規則の一部改正について 議案第12号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について 議案第13号 日田市学校給食調理場の組織及び管理に関する規則の一部改正について 議案第14号 日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正について 議案第15号 日田市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正について 議案第16号 日田市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について 議案第17号 日田市立学校職員服務規程の一部改正について 議案第18号 日田市立小中学校管理規則の一部改正について 議案第19号 日田市立小中学校文書取扱規程の一部改正について 議案第20号 日田市立学校通学区域設定規則の一部改正について 議案第21号 日田市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 議案第22号 日田市立博物館協議会委員の任命について 議案第23号 日田市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第24号 日田市社会教育指導員の委嘱について 報告第5号 平成31年2月期寄附採納について 報告第6号 行徳家住宅の休館日の変更について		

教 育 長	<p>それでは、皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから3月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、前回の議事録の確認でございますが、議事録については変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）御了解いただきましたら、本会議終了後に御署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告事項でございますが、お手元に配付しております一般報告資料により報告にかえさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思っております。</p> <p>議案第9号から第13号につきまして、一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号日田市教育庁組織規則の一部改正についてから議案第13号の日田市学校給食調理場の組織及び管理に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>平成31年度の市の行政組織の見直しに伴いまして、所要の措置を講ずるものでございます。教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>私から議案第9号から13号について、説明をいたします。</p> <p>まず、議案集の4ページをお願いいたします。</p> <p>日田市行政組織図の左が平成30年、右側が31年度の案というものでございます。内容につきましては、学校給食課を新設し、体育保健課を再編するというものでございます。</p> <p>学校給食課につきましては、学校給食の一元化を図るため、学校給食課を新設し、配下に管理係、学校給食センター及び共同調理場を設置します。スポーツ振興課につきましては、スポーツ振興に特化した課とするため名称を変更するもので、学校給食課新設に伴い、体育保健課をスポーツ振興課に再編するものでございます。</p> <p>議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号、日田市教育庁組織規則の一部改正についてでございます。改正前の欄の表中の下線が引かれた部分を、当該改正後に対応する改正後の欄の表中の下線を引かれた部分に改めるというものでございます。</p> <p>第1条の組織についてでございますが、体育保健課をスポーツ振興課に名称を変更し、新たに学校給食課を追加するものでございます。</p> <p>続きまして、議案集の2ページをお願いいたします。</p>

教 育 長	<p>第2項、学校給食センター及び学校給食調理場の組織及び施設の所管を、体育保健課から学校給食課に変更するものです。</p> <p>また、別表第6条関係の学校給食課の管理系の分掌事務を新たに追加いたします。</p> <p>続きまして、議案集の5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第10号、日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正についてでございます。</p> <p>第2条の定義です。この規則において次に掲げる用語の意義の(5)課長等において、現行の体育保健課長をスポーツ振興課長に改正し、また、学校給食課長を追加するものでございます。</p> <p>続きまして、7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第11号、日田市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。</p> <p>別表第1、第2条関係でございますが、公印管守課を学校給食センターから学校給食課に改正するものでございます。</p> <p>続きまして、議案集9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第12号、日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正についてでございます。</p> <p>別表第1、第3条関係の類を体育保健課からスポーツ振興課に変更し、学校給食センター内に関する内容を削除、また、類に学校給食課を追加し、必要な事項を追加するものでございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>別表第2、第3条関係でございますが、各課につけられた記号について、課名を体育保健課からスポーツ振興課に変更し、記号を日教委体から日教委ス、また、学校給食センターを学校給食課に変更するものでございます。</p> <p>議案集の12ページをお願いいたします。</p> <p>議案13号、日田市学校給食調理場の組織及び管理に関する規則の一部改正でございます。</p> <p>第2条、組織について、第2項「調理場の業務を処理するための管理係を置く」を削除するものでございます。</p> <p>以上が、第9号から第13号についての内容でございます。</p> <p>それでは、議案第9号から13号について説明があったところでございますが、何か御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第9号から13号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第9号から13号につきましては原案のとおり可</p>
-------	--

<p>教 育 次 長</p>	<p>決といたします。</p> <p>続きまして、議案第14号について、説明をお願いします。</p> <p>議案集の13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第14号、日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正についてでございます。本年4月1日からの日田市内の路線バスの減便、そして、現在の通学の実態に合わせたところで、関係する規程の整備を行うものでございます。</p> <p>教育総務課から御説明申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>続きまして、議案集の13ページでございますが、日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>まず、議案集の16ページをお願いいたします。</p> <p>改正の理由でございますが、日田市内路線バスの減便並びに通学の実態に合わせ、関係する規程の整備を行うものでございます。</p> <p>改正の内容ですが、三隈中学校の生徒が利用している夜明循環線の停留所名が変更となっておりますことから、関係する部分を改正するものです。議案集14ページ以降をお願いします。(2)の三隈中学校に関してですが、アの部分の変更をするものでございます。</p> <p>続きまして、16ページをお願いいたします。</p> <p>(2)になります。日田市内路線バスの減便に伴い、登校時の利用している便の時間の変更により利用ができなくなるため、三隈中学校の生徒が利用している山手線に係る部分を削除するものです。</p> <p>14ページをお願いします。(2)三隈中学校に関して、イの小山地区を削除するものでございます。</p> <p>続きまして、16ページの(3)、(2)の改正と同じく、石井小学校の児童が利用している山手線に係る部分を削除するものです。また、石井小学校の児童の通学の実態に合わせ、夜明循環線の利用を補助対象とする規定を追加するものでございます。</p> <p>15ページをお願いいたします。</p> <p>(4)で石井小学校に関して小山地区を削除し、高井町を追加するという内容でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第14号について説明がありましたが、これについて御質疑等はありませんか。よろしいですか。路線バスが減便になり、通学の実態に合わせて規定の整備を行うものということでございます。</p>

諫本教育長 職務代理者	<p>図面等がないので、なかなか理解しにくいんですが、夜明循環線の停留所の変更ということで、上石井停留所が石井停留所になったということですか。</p>
教育総務課長	<p>そのとおりでございます。</p>
諫本教育長 職務代理者	<p>石井小学校の児童が乗れる路線になっているということですね。循環線だから、行きと帰りで左岸側と右岸側を通っている路線ですか。</p>
書 記	<p>杷木のバスセンターに向けて日田バスセンターから右岸側、左岸側ということで循環しております。バス停の変更については、以前からバス停が変更になっておりましたが規則に反映していなかったため、今回あわせて改正をさせていただきました。</p>
永 山 委 員	<p>今回の路線バスの減便等に伴う影響が出た児童生徒が全部で4名いて、きちんとご家庭との話し合いもできて、安全な策を講じているというのが、この16ページの3番のところと理解してよろしいですか。</p>
書 記	<p>バスの減便に対する対応につきましては、学校を通じて保護者の意向を踏まえながら進めております。特に山手線につきましては、通学時間帯の便がなくなりますので、スクールタクシーによる対応を考えており、保護者の方やタクシー会社には了解をいただいております。乗降場所や時間につきまして、今後、決定していく予定です。そのため、減便となりました部分につきましては、補助の規定を削除するものでございます。</p>
永 山 委 員	<p>年度が始まるまでには、きちんと対応できるようになるということですね。わかりました。</p>
教 育 長	<p>ほかにごございますか。よろしいようであれば、議案第14号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第14号は、原案のとおり可決といたします。</p>
教 育 次 長	<p>続きまして、議案第15号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号、日田市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正</p>

<p>教育総務課長</p>	<p>についてでございます。</p> <p>本案は、市議会議員が委員となっております各種委員会、審議会等の見直しに伴いまして、日田市奨学資金運営委員会の委員につきまして、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>教育総務課から御説明申し上げます。</p> <p>17ページをお願いします。議案第15号、日田市奨学資金に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。</p> <p>今次長からの説明がありましたが、議会側からの要望ということでございまして、(1)市議会議員を削除するということでございます。委員の中の構成を見直して市議会議員を削除となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第15号について、何か御質疑等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。議会側からの要望ということもありまして、審議会等の見直しを行って、今回、奨学資金に関する条例施行規則の一部改正ということでございます。質問等よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、議案第15号について、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)議案第15号については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第16号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第16号、日田市立小中学校の施設の開放に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本年度の第1回の市議会定例会に提出しております消費税法の一部改正に伴いまして、関係条例の整備をしておりますが、その中で、日田市立小学校の設置に関する条例の一部改正というのがございます。これに伴いまして、関係する規則について、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>教育総務課から説明を申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>19ページでございます。消費税の改正に伴い、規則中に講堂という記載がございますが、現在、講堂は存在しませんので、消費税の改正にあわせて改正するものでございます。</p> <p>まず、第4条の(2)ですが、この講堂を削除するものです。</p> <p>次に、20ページをお願いいたします。</p> <p>20ページにつきましては、別表第1及び別表第2に講堂という</p>

<p>教 育 長</p>	<p>記載がございますので、これを削除するものです。 以上でございます。</p> <p>これについて何か御質問等はございますでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。講堂を削除ということでございます。</p> <p>それでは、ないようですので、議案第16号について、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第16号については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第17号について、説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第17号、日田市立学校職員服務規程の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、日田市立小中学校管理規則の改正に伴います条項ずれに対応するため、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>学校教育課から御説明申し上げます。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案第17号、日田市立学校職員服務規程の一部改正についてでございます。</p> <p>今回日田市立小中学校管理規則の改正に伴う条項ずれに対応するため、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、表の下線部分でございますが、日田市立学校職員服務規程の第1条中の「この規程は、日田市立小中学校管理規則第44条」を「この規程は、日田市立小中学校管理規則第45条」によりに改めるものでございます。</p> <p>なお、この規程は、公布の日から施行するものでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第17号について、何か御質疑等はございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。条項ずれに対応するためにこの措置を講ずるということでございます。</p> <p>それでは、議案第17号について、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第17号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第18号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の23ページをお願いいたします。</p> <p>議案第18号、日田市立小中学校管理規則の一部改正についてでございます。</p>

	<p>本案は、学校教育法の一部改正に伴いまして、デジタル教科書等を使用することができることとするなどの措置を講ずるものでございます。</p> <p>学校教育課から御説明申し上げます。</p> <p>議案第18号、日田市立小中学校管理規則の一部改正についてでございます。</p> <p>今回、学校教育法の一部を改正する法律により、デジタル教科書が使用できることとなったことに伴い、関係規則である日田市立小中学校管理規則の整備を行うものでございます。</p> <p>学校教育法の改正の内容につきましては、小学校、中学校、高等学校等において、文部科学省検定済み教科書の内容を電子的に記録したデジタル教科書がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務にかかわらず、通常の紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用できることとするもの。ただし、視覚障害、発達障害等の理由により、通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、文字の拡大、音声読み上げ等により、その学習上の困難な程度を低減させる必要がある場合には、教育課程の全部において、通常の紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することとするというものでございます。</p> <p>そこで、表の右側、改正前の条項に改正後の下線部分の「学校において使用する教科書代替教材は、教育委員会が決定するものとする」という部分を加えるものでございます。デジタル教科書は、その教科書代替教材に当たるものでございます。</p> <p>この規則は、改正法の施行年月日と同じ、平成31年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>議案第18号、日田市立小中学校管理規則の一部改正についてでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第18号についてでございます。これについて、御質疑等はありませんか。どうぞ。</p>
<p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p>	<p>デジタル教科書のこととはわかりますが、実際の使用予定というのがありますか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>この規則が今年の4月1日から施行ということで、また今年は、小学校の教科書採択の年になっております。それに伴いまして、デジタル教科書の検討をしていくことになると思いますが、実際には、まだ見本等も示されておられませんので、今後検討していく、研究していくことになろうかと思っております。</p>

<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>一般の児童生徒はいいんですが、障害のある方で必要になる場合というのは、実際の教科書採択よりも前に使うようなこともあり得るということによろしいですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>まだ、教科書会社から、デジタル教科書がいつの時点でというようなお話もまだ承っておりませんので、教科書会社と連絡を取り合いながら、また、学校のほうと連絡を取り合って進めていきたいというように考えています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですか。来年度から小学校で使用する教科書の採択の年度にこの平成31年がなっているということで、その中でまたいろいろ御検討いただくことになるということですね。よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p>それでは、議案第18号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第18号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第19号について説明お願いいたします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第19号、日田市立小中学校文書取扱規程の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、日田市立小中学校と学校支援センターにおきまして、軽易な文書の処理に対応するため、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>学校教育課から御説明申し上げます。</p>
<p>学 校 教 育 課</p>	<p>議案第19号、日田市立小中学校文書取扱規程の一部改正についてでございます。</p> <p>今回、日田市立小中学校及び学校支援センターにおいて、軽易な文書の処理に対応するため、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、表の改正後の欄中、第13条に、下線部分であります、「ただし、軽易な文書で直ちに処分案を処理できるものは、この限りでない」を加えるものでございます。</p> <p>この規程につきましては、公布の日から施行するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第19号でございますが、これについて何か御質疑等はござい</p>

<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>ますか。</p> <p>内容はよく分かりますが、実際に軽易な文書の処理というのは、具体的にどの程度のことを指すのか教えていただけますか。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>ある研究会等の出席者についての文書等が、たびたびいろんなところから参ります。一例ですが、そういうような、ただ単なる出席者の報告や回答というものでございます。</p>
<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>何か同じような話が以前出たような気がしますが、これは、教育センターでしたか。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>本委員会の中ではなくて、働き方改革の中で、例えば、出席者の照会ということについて、新開発システムという中に打ち込んで、それで処理を終わらせるというようなことは、教職員の負担軽減という視点から、今進めているというお話をさせていただきました。</p>
<p>教育長</p>	<p>今までいちいち決裁を取って、校長がいないときは、決裁が1日遅れたりしていたのが、それができるということでよろしんですね。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>委員おっしゃるように、この軽易な文書とは、どの文書が軽易なのかということについては、支援センターの事務職員の先生方の専門的な意見を聞きながら、どの範囲でというところも検討していきたいと考えております。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいですか。それでは、また支援センター等で具体的なケースについては進めていくというようなことでよろしいですか。</p> <p>それでは、議案第19号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第19号については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第20号について、説明をお願いいたします。</p>
<p>教育次長</p>	<p>議案集の26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第20号、日田市立学校通学区域設定規則の一部の改正についてでございます。</p> <p>本案は、市ノ瀬町と小河内町の自治会の合併に伴いまして、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>学校教育課から説明申し上げます。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>議案第20号、日田市立学校通学区域設定規則の一部の改正についてでございます。</p> <p>今回、市ノ瀬町自治会と小河内町自治会の合併に伴い、関係規則であります日田市立学校通学区域設定規則の整備を行うものでございます。</p> <p>改正の内容としましては、日田市立学校通学区域設定規則の別表（1）三和小学校及び（2）の戸山中学校の通学区域から小河内町を削除するものでございます。</p> <p>この規則は、合併の期日の当日でございます平成31年4月1日から講ずるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第20号につきまして、何か御質疑等はございますでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。市ノ瀬町と小河内町の合併に伴い所要の措置を講ずるということでございます。</p> <p>それでは、議案第20号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第20号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第21号について、説明をお願いいたします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の28ページをお願いいたします。</p> <p>議案第21号、日田市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、消費税法等の一部改正に伴いまして、日田市民文化会館の附属設備の使用料等への消費税の適正な転嫁を図るための改定等を行うに当たり、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>社会教育課から説明申し上げます。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>議案第21号、日田市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正でございます。</p> <p>議案集の28ページから37ページになります。</p> <p>今年10月の消費税8%から10%の引き上げに伴い、日田市民文化会館の施設の使用料を改正するものでございます。</p> <p>28ページから、1、ホール及び楽屋の附属使用料について、35ページから、2、ギャラリーの附属設備使用料及びその下の3、スタジオ等の附属設備使用料について、それぞれ表の中に示しました下線の部分を改正するものでございます。</p> <p>この規則につきましては、平成31年10月1日から施行いたし</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ます。 以上でございます。</p> <p>議案第21号について、何か御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）消費税法等の一部改正に伴い、適正な転嫁を行うための改正でございます。</p> <p>質問がなければ、議案第21号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第21号については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第22号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集38ページをお願いいたします。</p> <p>議案第22号、日田市立博物館協議会委員の任命についてでございます。</p> <p>本案は、日田市立博物館協議会委員の任期満了に伴いまして、規定に基づき、新委員を任命するものでございます。</p> <p>博物館から御説明申し上げます。</p>
<p>博 物 館 長</p>	<p>議案第22号、日田市立博物館協議会委員の任命についてでございます。</p> <p>日田市立博物館協議会委員の任期満了に伴い、日田市立博物館条例第4条第1項の規定に基づき、新委員を任命するものでございます。</p> <p>委員の方につきましては、記載されておりますとおり、古田京太郎様ほか10名を任命するものでございます。</p> <p>なお、お名前に記載している方は皆さん再任用でございますが、10番目の学校教育（小中学校理科主任代表）の方につきましては、決定が5月となりますことから、決まり次第、委員に任命されることとなりますので、御了承いただきたいと思っております。</p> <p>任期につきましては、平成31年4月1日から、平成33年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第22号につきまして、何か御質疑等はございますでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。博物館協議会委員の任命ということでございます。</p> <p>それでは、議案第22号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第22号、原案のとおり可決いたします。</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>続きまして、議案第23号について説明をお願いします。 議案集の40ページをお願いいたします。 議案第23号、日田市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。 本案は、日田市スポーツ推進委員の任期満了に伴いまして、新委員を任命するものでございます。 体育保健課から御説明申し上げます。</p>
<p>体 育 保 健 課 長</p>	<p>議案第23号、日田市スポーツ推進委員の委嘱について、議案集は40ページから43ページでございます。 日田市スポーツ推進委員規則第4条第1項の規定によりまして、委員の任期は2年となっております。今回、任期満了により、新たに委嘱をするものでございます。 委嘱をするのは、40ページの中村孝徳さんなど、以下、43ページまで48人でございます。 選出の区分では、地区体育協会からの推薦が27人、学識経験を有する方が21人、新任の方が6人、再任の方が42人となっております。 なお、任期は、2019年4月1日から2021年3月31日まででございます。 以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第23号につきまして、何か御質疑等はございませうでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。</p>
<p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p>	<p>学識経験者の方たちがいらっしゃいます。この方たちは、ずっとされてこられた方ばかりのようなんですが、おおむね地区に分けて、それぞれに担当されるような形になっているのでしょうか。</p>
<p>体 育 保 健 課 長</p>	<p>地区体協からは、おおむね全地域から推薦されるように配慮をしておりますが、学識経験の方は、それぞれボーリングですとかソフトボール、バレーボールなど、競技種目ごとに選出されるようになっております。学識経験の方についても、一つの地区に偏らないような選出はされており、これまでの経験の長い方も多くいらっしゃいますので、そういったところでバランスがとれているというところでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>長い方で38年、本当に皆さんのおかげで成り立っているところで、ありがたいです。</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第23号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第23号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第24号について、説明をお願いします。</p> <p>議案集の44ページをお願いいたします。</p> <p>議案第24号、日田市社会教育指導員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は、社会指導員の任期満了に伴いまして、規則に基づき新たに指導員を委嘱するものでございます。人権・同和教育課から御説明申し上げます。</p>
<p>人権・同和教育課 長</p>	<p>議案第24号、日田市社会指導員の委嘱についてでございます。</p> <p>社会教育指導員についてですが、本課の職員として、主に地域、それから保護者への人権啓発活動に当たっていただいております。</p> <p>議案の川野一美氏ですが、日田市内の小中学校の学校長を歴任しておりまして、教育に関する見識も非常に深いということで、現在2年目になっておりますが、来年度も再任をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第24号、社会教育指導員の委嘱ということでございます。何か御質疑等はございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）よろしいですか。川野委員に再任をお願いするというところでございます。</p> <p>それでは、議案第24号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第24号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>議案については以上でございます。</p> <p>それでは、続きまして、報告事項に移りたいと思います。</p> <p>報告第5号について説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、議案集の46ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号、平成31年2月期分の寄附採納についてでございます。</p> <p>2月につきましては、一般寄附の採納が1件でございまして、公益社団法人日田玖珠法人会日田支部長様から、市内各小学校の新1年生へ、ライトつき防犯ブザー541個、30万円相当を御寄附い</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ただいております。日田玖珠法人会様からは、平成21年度より、毎年同様の寄附をいただいております。</p> <p>報告第5号につきましては、以上でございます。</p> <p>何か御質疑等がございますでしょうか。平成21年度より御寄附をいただいているもので、もう10年以上いただいているところでございます。大変ありがたく思っております。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>続きましては、報告第6号について説明をお願いします。</p>
<p>文化財保護課長</p>	<p>報告第6号、行徳家住宅の休館日の変更についてでございます。議案集47ページをお願いいたします。</p> <p>行徳家住宅の現在の休館日は、行徳家住宅の設置及び管理に関する条例第6条に定められておりますとおり、月曜日、木曜日、金曜日、そして、12月29日から翌年1月3日までとなっております。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、または臨時に休館日を定めることができるようになっておりまして、今回、条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり、行徳家住宅の休館日の変更及び臨時の休館日を定めるものでございます。</p> <p>適用期間は、平成31年（2019年）4月1日から、平成32年（2020年）の3月31日までの1年間でございます。ただし、11月を除くとするもので、11月につきましては、例年多くの入館者が見られることから、休館日は、現行どおりの月曜日及び金曜日とします。</p> <p>休館日の変更につきましては、休館日を月曜日から水曜日に変更し、臨時休館日として日曜日を休館日に追加するもので、11月を除き、1週間のうち日曜日、水曜日、金曜日の3日間を休館日とするものでございます。</p> <p>48ページをお願いいたします。</p> <p>変更の理由につきましては、3点ほどあります。</p> <p>1点目が、平成32年度（2020年度）から修理事業のために休館を計画しておりまして、その準備のために段階的に休館日を増やし、対応するもの。</p> <p>2点目が、現在の利用状況から、入館者数については、例年11月は紅葉の時期であることから入館者が多く、その他の月に関しては入館者が少ないため、11月以外の月に関しては、休館日を増やしても支障がないと判断したものです。</p> <p>3点目が、上記①、②を踏まえ、行徳家住宅の管理人をしていただいております高倉氏と協議をしました結果、休館日の変更について</p>

	<p>て御理解いただけたこと、また、高倉氏御自身が高齢でございます、体力面に不安があるため、現行の管理体制よりも休館日を増やしたほうが、無理なく勤務できるとの御意向が示され、高倉氏の意向を尊重したものでございます。</p> <p>変更しようとする日及び期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までの1年間で、平成32年度（2020年度）から3カ年は、行徳家住宅修理事業のため休館を予定しております。</p> <p>休館日変更の周知方法につきましては、行徳家住宅及び資料館の入り口に、休館日変更に係るお知らせを提示することや、広報ひた及び市の公式ホームページで周知を行いたいと考えています。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>報告第6号、行徳家住宅の休館日の変更についての報告でございます。何か御質疑等はございますでしょうか。日曜日と水曜日と金曜日が休館日で、11月は現行どおりということですね。平成32年度からは修理のために休館と、全面的に3年間休館ということでございます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしければ、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、報告事項は終わりました、その他についてお願いいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>私からは、4月の定例教育委員会の日程についてでございます。4月につきましては、4月24日の水曜日13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会ということをお願いしたいと思ます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>4月の定例教育委員会を4月24日水曜日13時半から勉強会、15時から定例の教育委員会という提案でございますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ほかに何かございますでしょうか。なければ、これをもちまして、3月の定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後3時48分</p>